

第4章 施策の方向

3. 施策の展開

基本目標 1 質の高い教育・保育や子ども・子育て支援を提供する環境の充実

(1) 幼児期における学校教育・保育の充実

子ども・子育て支援新制度のもと、地域のニーズを踏まえながら、幼稚園や保育所（園）、認定こども園等がそれぞれの特色を生かし、子どもの発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供します。

No.	施策・事業	内 容	担当課
1	教育・保育の推進	幼稚園・保育所（園）・認定こども園に通う子どもが区別なく教育・保育を受けることのできる環境のもと、「 <u>檀原市就学前の保育・教育指針</u> 」に基づき、一人ひとりの子どもが個性や能力を伸ばし、健やかに成長できるよう、教育・保育を推進します。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	こども未来課 学校教育課
新 A	<u>公立幼稚園・保育所の 適正配置について</u>	<u>公立幼稚園・保育所については、「就学前の保育・教育のあり方と適正配置についての基本方針」に基づき、適正化に取り組みます。</u>	<u>こども未来課 教育総務課 学校教育課</u>
2	認定こども園の整備に向けた支援	認定こども園への移行に必要な支援を行います。また、制度改正の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じた認定こども園の普及を図ります。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	こども未来課 <u>教育総務課</u> 学校教育課
3	地域型保育事業の推進	多様化する保育ニーズ等に対応するため、条例で規定した設備・運営基準に基づいて地域型保育事業（小規模保育）を推進します。また、教育・保育施設の実施者と地域型保育事業の実施者との相互連携を支援していきます。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	こども未来課
4	幼稚園・保育所（園）・認定こども園の職員等の研修の実施	子ども一人ひとりの成長・発達に応じた教育・保育内容の充実を図り、多様なニーズに対応できるよう、研修事業の充実やさまざまな自己啓発・交流機会への参加促進などを通じて、職員の質の向上を図ります。	こども未来課 学校教育課
5	幼稚園・保育所（園）・認定こども園、小学校等との連携の推進	子どもの発達や学びが円滑に接続できるよう、幼稚園・保育所（園）・認定こども園に通う子どもと児童・生徒の交流活動を充実させ、就学前教育・保育における幼稚園・保育所（園）・認定こども園から小学校に至る接続期のカリキュラムの連携はもとより、指導者の相互理解、家庭・地域との連携を進めます。	こども未来課 学校教育課

No.	施策・事業	内 容	担当課
新 B	<u>幼児教育・保育事業の 質の確保及び向上</u>	<u>幼児教育・保育の質の向上に資するよう、教育・保育に関する専門性を有する指導主事を引き続き配置し、更に質の高い教育・保育を提供する環境の充実を図ります。</u>	<u>こども未来課 学校教育課</u>
新 C	<u>外国につながる幼児への 支援・配慮</u>	<u>国際化の進展に伴い、外国につながる幼児（海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児など）や、宗教上の慣習等に対する配慮が必要な幼児が、円滑に教育・保育等の利用ができるよう、引き続き適切な支援を行います。</u>	<u>こども未来課 学校教育課</u>

（２）多様な保育事業の充実

子ども・子育て支援新制度のもと、子育て家庭の置かれた状況や地域の実情等を十分に踏まえながら、多様化する保育ニーズに対応すべく各種保育事業の充実を図ります。

No.	施策・事業	内 容	担当課
6	一時預かり事業の充実	<u>就労や傷病、出産、リフレッシュ等、保護者の心理的・身体的負担の解消を図るため、幼稚園等の在園児を対象とした預かり保育や、その他施設における一時預かりを行う</u> とともに、新規施設での実施の検討などを進め、多様化する保育ニーズに対応します。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	子育て支援課 こども未来課 学校教育課
7	時間外保育事業 （延長保育事業）の充実	11 時間の開所時間を超えて保育時間を延長し、多様化する保育ニーズに対応します。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	こども未来課
8	病児保育事業の充実	<u>病気または病気の回復期に至るまでの間、集団保育が困難であり、かつ保護者の勤務等の都合により家庭で保育が困難な小学校6年生までの児童について、病院に併設された病児保育室等で預かります。</u> また、多くの方が利用できるように、今後も多様な広報に努め、本事業の周知を徹底します。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	こども未来課
9	子育て短期支援事業の 充実	保護者の病気や仕事のため、子どもの養育が困難になった場合、児童福祉施設で養育を支援するショートステイやトワイライトステイを実施します。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	子育て支援課

(3) 放課後児童対策の充実

保護者の就労等により昼間家庭にいない児童に、遊びと生活の場を提供し、豊かな人間性を身につけることができるよう、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実を図るとともに、運営形態の改善や施設の整備・充実に努めます。

No.	施策・事業	内 容	担当課
10	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の充実	保護者の就労等により、放課後に家庭で子どもだけになってしまう児童を対象に、遊びと生活の場を用意して健全な育成を図るため、放課後児童クラブの周知を進め、利用の促進に努めます。また、運営形態については、市の支援のもとに保護者の負担軽減を図り、事業内容の質の向上を図ります。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	子育て支援課
11	放課後児童健全育成施設の整備・充実	老朽化や児童数の増加などにより、改善が求められている放課後児童健全育成施設について、改修・改築、移転を含む整備を計画的に進めるとともに、幼稚園や小学校の余裕教室の活用等についての継続的な検討を進めます。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	子育て支援課
12	地域住民等による放課後の児童支援（地域子ども教室の推進）	地域の大人が中心となって子どもたちに「安全・安心」な居場所を設け、いろいろな「体験」や地域の大人・異年齢の友達との「交流」 <u>「学習機会」の提供を通じて</u> 「生きる力」を身につけ、健やかに成長するきっかけとなることを願い、地域子ども教室を実施して <u>おり、今後は放課後児童クラブとの連携を目指します。</u>	社会教育課 <u>人権教育課</u>

(4) 経済的負担の軽減

子育てに伴う経済的負担の軽減を図るため、子ども医療費等の助成、保育料の負担軽減などを進めるとともに、児童手当の給付やその周知を図ります。

No.	施策・事業	内 容	担当課
13	出産・育児にかかる 経済的負担の軽減	子ども医療費等の助成や出産育児一時金の支給（ <u>加入の健康保険</u> から）など保護者の経済的負担を軽減します。	保険医療課
14	児童手当の給付	家庭等の生活の安定と児童の健全育成等を図るため、子ども・子育て支援新制度における「子ども・子育て支援給付」として児童手当を保護者に支給します。また、申請や現況届の提出など、児童手当に必要な手続き等の周知にも努めます。	子育て支援課
新D	<u>幼児教育・保育の無償化</u>	<u>市町村の確認を受けた幼児期の教育及び保育等を行う施設等について、幼児教育・保育の無償化を実施し、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図ります。</u>	<u>障がい福祉課 子育て支援課 こども未来課 学校教育課</u>
新E	<u>幼児教育・保育の無償化に伴う副食費の負担軽減</u>	<u>幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、保育所（園）・認定こども園、市立幼稚園及び施設型給付による私立幼稚園の副食費について、国基準により免除するとともに、一定の対象者には本市独自の取り組みとして免除または助成します。</u>	<u>こども未来課 学校教育課</u>
新F	<u>実費徴収に係る補足給付を行う事業</u>	<u>幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、私学助成による私立幼稚園の副食費について、国基準により助成するとともに、それ以外の児童に対しては本市独自の取り組みとして助成します。</u>	<u>学校教育課</u>

基本目標 2 すべての子どもが健やかに育つための親と子の健康づくりの推進

(1) 妊娠・出産の安全性の確保

妊娠期を安心して過ごし、快適な出産を迎えるために、妊娠・出産における心身の健康を支援するとともに、安心して妊娠・出産ができる環境の整備を進めます。また、次代の親づくりの基盤となる思春期保健の充実を図ります。

No.	施策・事業	内 容	担当課
15	母子健康手帳の交付	<u>母子健康手帳交付時に、保健師または助産師による面談をおこなう事で必要なサポートにつなげ、安心して出産できるよう支援します。</u>	健康増進課
16	妊婦健康診査	妊娠の状態を的確に把握し、健康管理と異常の早期発見により、安全な <u>妊娠・</u> 出産ができるよう、妊娠中の定期的な健康診査の受診を促します。 <u>(委託産婦人科及び助産所で実施)</u> ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	健康増進課
17	<u>両親学級</u>	<u>母親、父親ともに妊娠・出産・育児に関する正しい知識が得られるよう、知識の普及を図ります。また、父親の育児参加の機会を創出し、夫婦で子どもを産み育てていくという意識啓発・動機づけを行っていきます。</u>	健康増進課
18	<u>ママヘルプサービス</u>	<u>支援者の少ないおおむね 6 か月未満の産婦に対し、家事援助サービスを実施し、身体的・精神的負担の軽減をはかります。</u>	健康増進課
19	妊産婦相談の充実	すこやか子ども相談における妊産婦の個別相談や電話相談を実施します。	健康増進課
20	妊産婦訪問指導	病気や家庭環境などにより、妊産婦の妊娠・出産・ <u>育児</u> などに支障を及ぼす恐れがあるケース等について、助産師や保健師が訪問し、異常の早期発見と不安の軽減に努めます。(必要に応じて随時実施)	健康増進課
21	<u>一般不妊治療費・不育治療費の助成等</u>	<u>一般不妊治療費・不育治療費の助成を行うとともに、国、県、関係機関などと連携を図りながら、不妊に関する情報提供を行います。</u>	健康増進課
22	マタニティマークの普及啓発	妊娠届出時にマタニティマークの普及啓発を行います。	健康増進課
23	学校教育における思春期保健の推進	思春期は将来の家庭生活の準備段階にあたることから、学校・家庭・地域との連携を図り、次代の親となる子どもや保護者を対象とした思春期保健の取り組みの充実を図ります。	学校教育課
新G	<u>妊娠や新しい命に関する知識の普及・啓発</u>	<u>妊娠や新しい命に関する知識の普及・啓発を進めるため、中学1・2年生および成人式にてリーフレットの配布を行います。</u>	健康増進課 学校教育課

(2) 子どもが健やかに育つための環境づくり

乳幼児期の健やかな成長と子育てのために、健康診査等の各種保健事業の充実など、**妊娠**期から乳幼児期への切れ目ない保健対策を進めます。また、子どもの事故防止に向けた啓発や、身近な医療機関および救急医療に関する周知・啓発や情報提供を進めます。

No.	施策・事業	内 容	担当課
24	3 か月児健康診査 10 か月児健康診査	身長・体重・頭囲・胸囲の測定、医師の診察・相談などを行うことにより、乳児の心身の発達の確認、疾病の早期発見を行うとともに、親子関係や育児環境について把握し、必要に応じた適切な指導を行うことで、健康の保持・増進を図ります。	健康増進課
25	1 歳 6 か月児健康診査	3 か月児、10 か月児健康診査の内容に加え、歯科医師の診察、保健師による相談、必要に応じて歯科衛生士による歯科相談、 管理 栄養士による栄養相談、心理相談員による 発達 相談を実施します。	健康増進課
26	3 歳 6 か月児健康診査	1 歳 6 か月児健康診査の内容に加え、視聴覚 検査 のアンケートや、希望者にはフッ化物塗布を行います。	健康増進課
27	予防接種	定期予防接種を委託医療機関で実施します。	健康増進課
28	新生児訪問指導	生後 2 か月未満の児 の家庭を助産師、または保健師が訪問し 育児相談等 を行います。（必要に応じて随時実施）	健康増進課
29	乳幼児訪問指導	乳幼児の家庭を保健師 または助産師 が訪問し 育児相談等 を行います。（必要に応じて随時実施）	健康増進課
30	歯の健康教室	歯科医師による歯科健診と相談、歯科衛生士によるブラッシング指導、希望者にフッ化物塗布等を行い、虫歯予防の意識を高めるとともに、正しい知識の普及を図ります。	健康増進課
31	事故防止に関する啓発	SIDS（乳幼児突然死症候群）や乳幼児期に多い事故防止対策について、あらゆる機会を捉えながら意識啓発を図ります。	健康増進課
32	かかりつけ医づくりの推進	子どもの健康管理や疾病予防に関して、いつでも気軽に相談できる「かかりつけ医」「かかりつけ歯科医」を持つことを、母子保健事業実施時など、さまざまな機会を通じて啓発します。	健康増進課
33	医療情報の提供と意識啓発	本市の医療機関に関する情報提供を行うとともに、一次救急、二次救急、三次救急体制の理解を深め、適切な医療が受けられるよう周知を図ります。	健康増進課
34	休日夜間応急診療所の体制 整備	開設時間帯において小児科医を配置し一次救急に対応するとともに、休日夜間応急診療所の周知を図ることで救急医療体制の適正化を図ります。	健康増進課

(3) 食育の推進

子どもの時から正しい食習慣を身につけるため、妊婦および乳幼児期の子どもを持つ保護者に対して、正しい食生活に関する教育や意識啓発を進めるとともに、保育や学校教育を通じた食育を推進します。

No.	施策・事業	内 容	担当課
35	離乳食教室の充実	離乳食開始前である4か月児をもつ保護者を対象に、 <u>乳児</u> 期の栄養と離乳食の進め方や調理方法についての教室を開催します。	健康増進課
36	<u>妊娠期における栄養知識の普及・啓発</u>	妊娠中の食事の大切さについて、講話や試食など、さまざまな機会に情報発信を行います。	健康増進課
37	保育所（園）・ <u>認定こども園</u> における食育の推進	菜園活動を通じた収穫やお手伝い、クッキング保育、お年寄り・異年齢児との交流など食を通じたさまざまな体験活動を推進し、子どもの豊かな心を育むとともに、食に関する保護者への情報提供や相談を行い、家庭での食育を促進します。	こども未来課
38	学校教育における食育の推進	一人ひとりの子どもが正しい食習慣を身につけ、心身ともに健康な生活を営めるよう、給食などを通じて食に関する指導を推進します。幼稚園では、楽しく食べる経験や食に関するさまざまな体験活動等を通じて望ましい食習慣を身につけるとともに、家庭と連携し食育の充実に努めます。	教育総務課 学校教育課

(4) 楽しく子育てができる環境づくり

子育て家庭の孤立を防ぐため、仲間づくりの支援をはじめ、困った時に気軽に相談できる体制の整備・充実を図ります。また、親と子が楽しくふれあうことの大切さを啓発し、親子の愛着形成を促進します。

No.	施策・事業	内 容	担当課
39	すこやか子ども相談	子ども <u>の</u> 発達、食事、 <u>育児に関する</u> 悩みや母乳等の相談について個別に保健師、 <u>管理</u> 栄養士、心理相談員、助産師が応じます。	健康増進課
40	6～7か月児健康相談	6～7か月児をもつ保護者を対象に、子ども <u>の</u> 発達、事故予防、予防接種、 <u>歯の手入れ、離乳食</u> についての <u>話</u> や身体計測、育児相談を行い、親の育児力を高めるとともに、親同士の交流の場を設け、仲間づくりを促進します。	健康増進課
41	電話相談の充実	子育てに関する疑問や悩みなどについて、電話による相談を行います。	健康増進課
42	母子保健推進協議会	保健、医療、福祉、教育等関係機関の連絡強化を図り、母子保健事業および子ども <u>の</u> 健康づくりについて検討します。	健康増進課
43	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん訪問)	すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	健康増進課

基本目標3 みんなで子育てを見守り、支え合う地域社会の構築

(1) 地域での子育て支援体制の充実

一人ひとりの子どもが、地域の中で健やかに成長していけるよう、地域住民や関係団体・機関との連携を図ります。また、保護者などが子育てに関する不安や悩みなどを気軽に相談でき、保護者同士で情報交換や交流ができる機会・場づくりを進めます。さらに、多様な媒体を活用して、子育てに関する情報を積極的に提供・発信します。

No.	施策・事業	内 容	担当課
44	子育て支援ネットワークの構築・強化	子育てに関する情報を共有するとともに、問題を解決するため、子育てサークルや庁内関係各課、関係機関によるネットワークの構築・強化を図ります。	子育て支援課
45	子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業（センター型））の充実	地域における子育て支援の基盤を充実するため、子育てに関する相談・指導、情報提供、保護者や子どもの交流の場・機会を提供する機能の強化を進めます。また、多くの保護者に活用してもらえるよう、子育て支援センターの周知を図ります。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	子育て支援課
46	こども広場（地域子育て支援拠点事業（ひろば型））の充実	子育て中の保護者が気軽に集い、交流する場として、親と子のふれあい広場を活用し、子育て不安の解消を図ります。また、多くの保護者に活用してもらえるよう、こども広場の周知を図るとともに、保護者のニーズを踏まえて子育てが元気に楽しくできるような支援を進めます。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	子育て支援課
47	ファミリー・サポート・センター事業の推進	子育てを支援してほしい人（依頼会員）と応援したい人（援助会員）をコーディネートして、地域における育児の相互援助活動を推進します。また、このようなファミリー・サポート・センター事業の内容の周知を図り、定期的な講習会を開催することで、援助会員の確保に努めます。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	子育て支援課
48	地域における自主的なふれあい・交流活動の推進	祖父母や近隣住民を保育所（園）・認定こども園に招き、伝承遊びを教えてもらうなど、世代間を超えた交流や、自治会および地域や地域にある介護施設等で行われる行事等に参加し、地域の人々との交流を推進します。	こども未来課
49	家庭訪問による育児支援の推進	【 No.55と統合のため削除 】	子育て支援課
50	利用者支援事業の推進	子育て包括支援センターとしての枠組みの中で「子育て総合窓口」と「妊産婦・乳幼児相談窓口」を設置し、子育て支援に関する情報提供や利用支援、子育てに関するさまざまな相談への対応を行うとともに、適切な窓口・機関等と利用者をつなぎ、保護者が円滑に子育て支援を利用できるよう支援します。 ※量の見込みや提供体制の確保方策は第5章	健康増進課 子育て支援課 こども未来課

51	幼稚園における 子育て支援機能の充実	子育てに関する情報発信を幅広く提供し、保護者の保育参加や未就園児の親子登園の機会を充実し、子育てを支援します。	学校教育課
52	園庭開放による 子育て支援の充実	幼稚園・保育所（園）・ <u>認定こども園</u> において園庭を開放し、子育て支援を推進します。	こども未来課 学校教育課
53	子育て情報の提供	子育て支援サービスや各種情報を集約した情報誌の作成や、ホームページ、母子保健事業等など、あらゆる媒体・機会を通じ、情報の受け手の視点に立った、効果的かつ効率的な子育て支援に関する情報提供・情報発信を進めます。	健康増進課 子育て支援課 社会教育課
54	育児相談の充実	<u>窓口や保育サービス、地域子育て支援拠点、園庭開放などの場において、</u> 就学前の子どもを対象とした、発達の相談や子育ての悩み、子どもとの関わり方など、子育てに関する全般の相談に取り組みます。	健康増進課 子育て支援課 こども未来課
55	家庭児童相談の充実	満18歳未満の子どもを対象とした、成長、発達、行動、しつけなど、養育上のさまざまな問題、心配ごとについての相談に取り組みます。 <u>随時、窓口での面談や電話または、家庭訪問による相談を行い、家庭での安定した養育につなげます。また、適切な相談支援ができるように職員の専門性の向上に努めています。</u>	子育て支援課
56	民生児童委員・主任児童委員による子育て相談 支援の充実	子育て支援を社会全体の課題として捉えながら支援するため、民生児童委員・主任児童委員との連携を密にし、地域における子育て相談・支援体制の充実を図ります。	福祉総務課 子育て支援課
57	家庭・地域と学校との連携	児童・生徒が抱える問題に対し、家庭環境など総合的な視点から対処できるよう、小・中学校と高田こども家庭相談センター、民生児童委員、主任児童委員等との連携強化を図ります。	子育て支援課 学校教育課

（２）子育てサークル等への支援

子育てサークルの主体的な活動への支援や、子育てボランティアの育成や活動支援を進め、地域の育児力の向上を図ります。

No.	施策・事業	内 容	担当課
58	育児サークルへの支援	育児サークルなど自主的なグループの活動を支援し、育児不安の軽減を図り、地域の育児力を高めます。	子育て支援課 健康増進課
59	子育てボランティアの育成	子育てボランティアの育成やその活動を <u>行う</u> <u>市民公益活動団体等を支援</u> します。	市民協働課 <u>子育て支援課</u>

(3) ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭の自立と子どもの健全な育成を図るため、手当等の各種支援制度の周知を図るとともに、相談・支援活動を進めます。

No.	施策・事業	内 容	担当課
60	ひとり親家庭への手当・医療費の助成	ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図るため、児童扶養手当の支給や医療費の助成を行い、ひとり親家庭等の福祉の増進を図ります。また、手当や助成を有効に活用してもらうためにも、制度の周知に努めます。	保険医療課 子育て支援課
61	相談・支援活動の推進	ひとり親家庭を対象に、生活一般および自立生活に必要な相談・指導の充実を図ります。また、関連する制度の周知に努めるとともに、関係機関との連携による就業に役立つ情報提供・発信を進めます。	子育て支援課

(4) 障がいのある子どもを持つ家庭への支援

障がいのある子どもの健全な育成を図り、障がいのある子どもとその保護者や家族が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、総合的な取り組みを進めます。

No.	施策・事業	内 容	担当課
62	障がいのある子どものいる家庭への各種手当・医療費の助成	障がいのある子どもまたは保護者に対し、障害児福祉手当や特別児童扶養手当をはじめとする各種手当の支給や医療費の助成を行い、経済的な負担を軽減します。また、各種手当や助成を有効に活用してもらうためにも、制度の周知に努めます。	障がい福祉課 保険医療課 子育て支援課
63	在宅福祉の充実	檀原市障がい福祉計画や檀原市障がい者福祉基本計画に沿って、日中一時支援事業や移動支援事業等の障がい福祉サービスの利用を促進し、家庭での介護者の負担軽減を図ります。また、障がいのある子どもが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の自助・共助力の向上に向けた取り組みを進めます。	障がい福祉課
64	子ども総合支援センターの充実	子ども総合支援センターにおいて、相談および乳幼児期からの早期療育の充実を図ります。また、障がいのある子どもの在籍する幼稚園・保育所（園）・認定こども園、小学校の職員に対する相談、研修の充実など関係者への支援体制の拡充を進めます。	こども発達支援課
65	障がい児保育の充実	障がい児受入促進のための人件費助成補助事業や子ども総合支援センターとの連携などを通じて、全保育所（園）・認定こども園での障がい児の受け入れをめざし、子ども一人ひとりを大切にする保育の視点に立って支援を必要とする子どもに細やかな保育を進めます。	こども未来課

66	放課後児童クラブにおける 障がい児対応の充実	放課後児童健全育成事業に従事する指導員が 障害児対応の研修を受講することにより、就労等 で昼間家庭に保護者がいない障がいのある子供 を積極的に受け入れ、障がいのない子どもとの交 流を促進します。	子育て支援課
67	特別支援教育の充実	障がいのある子どもがその能力や特性に応じ た適切な教育・保育を受けられるよう、専門職チ ームによる各幼稚園・保育所（園）・認定こども 園の巡回支援をことで、就学相談支援体制の充実 を図ります。また、特別支援教育コーディネータ ーの養成とともに、職員が特別支援教育に関する 視点と対応力の向上に努め、子どもの可能性を最 大限に伸ばし、社会的な自立ができるよう特別支 援教育の充実を図ります。	こども未来課 学校教育課 こども発達 支援課

（５）児童虐待防止等に向けた取り組みの推進

児童虐待防止に向けた関係機関等によるネットワークの強化を図るとともに、児童虐待に関
する意識啓発や相談・支援事業などによる児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応・早期支
援などに取り組み、地域全体で児童虐待から子どもを守る体制を構築します。

No.	施策・事業	内 容	担当課
68	児童虐待防止に向けた ネットワーク活動の推進	「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、「子育て 世代包括支援センター」と一体的に支援を実施 します。また、「橿原市要保護児童対策地域協議 会」を活用して、関係機関等のさらなる連携強化 を進め、児童虐待の防止、早期発見・早期対応・ 早期支援に取り組みます。また、児童虐待に対す る意識啓発を進めます。	子育て支援課
69	養育支援訪問事業	子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭な ど保護者の養育支援が特に必要と認められる家 庭を対象に専門職員が訪問し、相談・指導・助言 などの支援を行います。	子育て支援課
70	家庭児童相談体制の充実	家庭における児童の養育やその他児童の問題 に関する相談、母子家庭の母親や児童の身上相 談、女性の生活や環境上の問題に関する相談に、 相談員が応じます。また、児童虐待やドメスティ ックバイオレンスなどに的確に対応できるよう、 相談員の専門性の向上に努め、相談体制の充実を 図ります。	子育て支援課

(6) ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくり

就労環境の整備や育児休業制度に関する周知・啓発や情報提供を進めるとともに、多様な働き方への支援、男女共同による子育ての促進などを通じて、ワーク・ライフ・バランスが実現できる環境づくりに取り組みます。

No.	施策・事業	内 容	担当課
71	ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発	男女が仕事とともに家庭・地域に対して責任を持つことができるよう、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）や「働き方改革」に関連する情報の啓発を行います。	産業振興課 人権政策課
72	仕事と育児の両立に関する法律・制度の周知と職場環境づくりの支援	育児休業制度の定着やフレックスタイム制等、柔軟な働き方の普及についての啓発や情報提供を推進します。	産業振興課 人権政策課
73	事業所に対する次世代育成支援対策推進法の周知	仕事と子育ての両立を支援する体制づくりのため、労働者・事業主、地域住民等の意識改革を推進するための情報提供を <u>関係機関</u> の協力を得ながら、種々の情報媒体を活用し広報・啓発を行います。	産業振興課
73	女性の再就職・転職支援	出産や育児により退職を余儀なくされた女性や、子育てをしながら就職を希望する女性の再就職を支援するための情報提供を行いながら、講座等の開設を行います。	人権政策課
74	男女共同参画による子育ての促進	両親学級や幼稚園・保育所（園）・認定こども園等の情報提供機能を活用し、父親の子育て参加に対する啓発の促進を図ります。	人権政策課 健康増進課 子育て支援課 こども未来課 学校教育課

4. 母子保健に関する施策・事業の評価指標と目標

幼児期の学校教育・保育を提供し、地域子ども・子育て支援事業を展開するにあたって、連携が必要となる母子保健については、基本目標2「すべての子どもが健やかに育つための親と子の健康づくりの推進」に関連する施策・事業を中心に、妊娠・出産の安全性の確保から、子どもが健やかに育つための環境づくりおよび楽しく子育てができる環境づくりを進めていきます。

以下に、施策・事業の方向性ととともに、実施状況や効果などを点検・評価するための評価指標および令和6年度（計画の最終年度）の目標を整理します。

（1）妊娠・出産の安全性の確保の方向性と評価指標・目標

安心して子どもを生み育てていくことができるよう、母子健康手帳交付時に保健師または助産師による面談をおこなう事で必要なサポートにつなげ、安心して出産できるよう取り組みを進めます。

また、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあることから、早期に母子健康手帳の交付を受け、同時に配布する補助券を使用して、定期的に妊婦健康診査や指導を受けることを啓発し、児や母の異常の早期発見・支援につなぎます。

■妊娠・出産の安全性の確保に関する評価指標と目標

評価指標	現状の実績値 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
妊婦健康診査の未受診者数	0人	0人
妊娠中に喫煙する人の割合	5.1%	2.2%
早期（満11週以下）の妊娠届出率	95.6%	100.0%
母子手帳交付時の専門職面接率	100.0%	100.0%

（2）子どもが健やかに育つための環境づくりの方向性と評価指標・目標

各種健康診査の受信率の向上を図るとともに、こにちは赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）が事情により実施できない場合や、1歳6か月児健康診査の未受診者に対して、訪問や面接、関係機関との連携等により状況を確認し、情報提供やサービスの紹介に努めます。

また、子どもの事故防止や歯の健康に対する意識の啓発ならびに、かかりつけ医づくりの推進とあわせ、救急医療や予防接種の体制整備に取り組み、子どもの健やかな成長を支援します。

■子どもが健やかに育つための環境づくりに関する評価指標と目標

評価指標	現状 (平成30年度)	目標 (令和6年度)
こにちは赤ちゃん訪問事業の未訪問者のうち、状況確認ができた人の割合（状況確認率）	100.0%	100.0%
3か月児健康診査の受診率	98.6%	99.0%

幼児健康診査（１歳６か月児健康診査）の未受診者のうち、状況確認ができた人の割合（状況確認率）		100.0%	100.0%
３歳６か月児健康診査で虫歯のない人の割合		83.0%	<u>86.7%</u>
かかりつけ医を持つ割合	小児科医	就学前児童保護者 91.9%	<u>95.0%</u>
	歯科医	３歳６か月児健診受診児 52.8%	<u>55.0%</u>
休日夜間応急診療所を知っている人の割合		就学前児童保護者 95.4%	100.0%
事故防止対策を実施している家庭の割合		就学前児童保護者 54.9%	100.0%
ＢＣＧ接種率		98.5%	<u>99.0%</u>
ＭＲ（麻しん風しん混合）ワクチン接種率		97.3%	<u>98.0%</u>

（３）楽しく子育てができる環境づくりの方向性と評価指標・目標

子どもを取り巻く環境は核家族化や地域の人間関係の希薄化により、家庭や地域社会の子育て機能が低下しており、一方では、子どもとふれあった経験のない人が増え、育児不安を抱える親が増えてきています。

育児の社会的孤立化を防ぎ、困った時に気軽に相談できる体制を整備するとともに、親と子が楽しくふれあうことの大切さを啓発し、親と子の愛着形成を促します。

■楽しく子育てができる環境づくりに関する評価指標と目標

評価指標	現状 (平成 30 年度)	目標 (令和 6 年度)
子育てが楽しい人の割合	就学前児童保護者：74.4%	増加
子育てに困難を感じる人の割合	就学前児童保護者 ・ 困難を感じるがよくある：14.3% ・ 困難を感じるが時々ある：58.2% ・ 合計：72.5%	減少
子育てに自信が持てない人の割合	就学前児童保護者 ・ 自信を持ってないがよくある：17.8% ・ 自信を持ってないが時々ある：62.7% ・ 合計：80.5%	減少
育児に参加する父親の割合	就学前児童保護者 ・ よくやっている：39.9% ・ 時々やっている：45.3% ・ 合計：85.2%	増加
母子の健康づくりに関わるボランティアの人数 (母子保健推進員)	126 人 (45 人)	<u>130 人</u> <u>(50 人)</u>